



人事・労務から経営を支える

しくみ作り Letter

発行：株式会社しくみ作りプロデュース

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町 2-2 港陽ビル 4 階

TEL 045-550-3629 FAX 045-514-7560 e-mail info@shikumi-pro.jp



配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し④

平成 29 年度税制改正で配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成 30 年分以後の所得税から適用されます。

今回は、この見直しに伴う各種申告書等の様式変更等を紹介します。



各種申告書等の様式変更等

平成 30 年分から「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められ、年末調整において配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出することとされます。また、他の申告書等についても、記載事項の変更等が行われることになっています。



改正前	改正後	
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	記載事項の変更等 ★その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	記載事項の変更等 ★その年の最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに提出
従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書	従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書	記載事項の変更等 ★その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出
給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書	給与所得者の保険料控除申告書	・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」との兼用様式を廃止 ★その年の年末調整の時までに提出
	給与所得者の配偶者控除等申告書	・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を改定 ・「給与所得者の保険料控除申告書」との兼用様式を廃止 ★その年の年末調整の時までに提出
給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿	給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿	記載事項の変更等 ※給与等の支払者が作成

注) 税務署でも、平成 30 年分以降、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式（上図の太枠部分）を配布する予定です。



今年の年末調整（平成 29 年分の給与等に関する年末調整）においては、改正前の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」を使いますのでご注意ください。

改正後の書類の中で、事業者において最初に使うことになるのは、一般的には「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（マル扶）」となります。

トピックス 平成 29 年度の地域別最低賃金の改定状況

平成 29 年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。すべての都道府県において増額改定が行われ、全国加重平均で対前年比 25 円の上昇となりました。使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第 40 条により 50 万円以下の罰金に処されます。



平成 29 年度の地域別最低賃金の改定状況一覧

都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成 28 年度	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額 () 内は平成 28 年度	発効年月日
北海道	810 円 (786 円)	10 月 1 日	滋 賀	813 円 (788 円)	10 月 5 日
青 森	738 円 (716 円)	10 月 6 日	京 都	856 円 (831 円)	10 月 1 日
岩 手	738 円 (716 円)	10 月 1 日	大 阪	909 円 (883 円)	9 月 30 日
宮 城	772 円 (748 円)	10 月 1 日	兵 庫	844 円 (819 円)	10 月 1 日
秋 田	738 円 (716 円)	10 月 1 日	奈 良	786 円 (762 円)	10 月 1 日
山 形	739 円 (717 円)	10 月 6 日	和歌山	777 円 (753 円)	10 月 1 日
福 島	748 円 (726 円)	10 月 1 日	鳥 取	738 円 (715 円)	10 月 6 日
茨 城	796 円 (771 円)	10 月 1 日	島 根	740 円 (718 円)	10 月 1 日
栃 木	800 円 (775 円)	10 月 1 日	岡 山	781 円 (757 円)	10 月 1 日
群 馬	783 円 (759 円)	10 月 7 日	広 島	818 円 (793 円)	10 月 1 日
埼 玉	871 円 (845 円)	10 月 1 日	山 口	777 円 (753 円)	10 月 1 日
千 葉	868 円 (842 円)	10 月 1 日	徳 島	740 円 (716 円)	10 月 5 日
東 京	958 円 (932 円)	10 月 1 日	香 川	766 円 (742 円)	10 月 1 日
神奈川	956 円 (930 円)	10 月 1 日	愛 媛	739 円 (717 円)	10 月 1 日
新 潟	778 円 (753 円)	10 月 1 日	高 知	737 円 (715 円)	10 月 13 日
富 山	795 円 (770 円)	10 月 1 日	福 岡	789 円 (765 円)	10 月 1 日
石 川	781 円 (757 円)	10 月 1 日	佐 賀	737 円 (715 円)	10 月 6 日
福 井	778 円 (754 円)	10 月 1 日	長 崎	737 円 (715 円)	10 月 6 日
山 梨	784 円 (759 円)	10 月 14 日	熊 本	737 円 (715 円)	10 月 1 日
長 野	795 円 (770 円)	10 月 1 日	大 分	737 円 (715 円)	10 月 1 日
岐 阜	800 円 (776 円)	10 月 1 日	宮 崎	737 円 (714 円)	10 月 6 日
静 岡	832 円 (807 円)	10 月 4 日	鹿 児 島	737 円 (715 円)	10 月 1 日
愛 知	871 円 (845 円)	10 月 1 日	沖 縄	737 円 (714 円)	10 月 1 日
三 重	820 円 (795 円)	10 月 1 日			
全国加重平均額				848 円	(823 円)

注) 上記カッコ内は、平成 28 年度の金額。

改正労働契約法が平成 25 年 4 月に施行され、有期契約の従業員の無期転換制度が設けられました。この制度は、有期契約の従業員について契約が反復更新され、5 年を超えたら無期労働契約への転換を申し込むことができるものです。平成 25 年 4 月以降に開始する有期労働契約から 5 年をカウントするため、そこから 5 年を超える平成 30 年 4 月より本格的にその適用がスタートします。



定年後再雇用された従業員に関する特例（有期雇用特別措置法による特例）

無期転換制度は、原則として有期契約の従業員全員が対象となり、定年後の再雇用者についても当然にその対象に含まれます。しかし、適切な雇用管理に関する計画を作成し、本社または本店を管轄する都道府県労働局に申請をして認定を受けた場合は、定年後引き続いて雇用される期間は無期転換の申込権が発生しない、という特例が認められています。この特例を受けるためには、以下の準備を進める必要があります。

（１）特例の対象者に行うべき適切な雇用管理上の措置

前述の特例の申請を行うためには、高年齢者雇用安定法に規定する高年齢者雇用確保措置（65 歳までの定年引上げ、65 歳までの継続雇用制度、定年の廃止）のいずれかを講じるほか、以下の措置を講じる必要があります。

	措置項目	具体例
1	「高年齢者雇用推進者」の選任	※高年齢者雇用安定法第 11 条の規定による
2	職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等	高年齢者の有する知識・経験等を活用できるようにするための効果的な職業訓練として、業務遂行の過程外における教育訓練の実施またはその受講機会の確保
3	作業施設・方法の改善	身体的機能や体力等が低下した高年齢者の職業能力の発揮を可能とするための <ul style="list-style-type: none"> ・作業補助具の導入を含めた機械設備の改善 ・作業の平易化等作業方法の改善 ・照明その他の作業環境の改善 ・福利厚生施設の導入・改善
4	健康管理、安全衛生の配慮	身体的機能や体力等の低下を踏まえた <ul style="list-style-type: none"> ・職場の安全性の確保 ・事故防止への配慮 ・健康状態を踏まえた適正な配置
5	職域の拡大	身体的機能の低下等の影響が少なく、高年齢者の能力・知識・経験等が十分に活用できる職域を拡大するため、企業における労働者の年齢構成の高齢化に対応した職務の再設計などの実施
6	知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者の知識・経験等を活用できる配置、処遇の推進のための職業能力を評価する仕組みの構築 ・資格制度、専門職制度などの整備
7	賃金体系の見直し	高年齢者の就労の機会を確保するための能力、職務等の要素を重視する賃金制度の整備
8	勤務時間制度の弾力化	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢期における就業希望の多様化 ・体力の個人差に対応するための勤務時間制度の弾力化 【例】 短時間勤務、隔日勤務、フレックスタイム制、ワークシェアリングの活用

(2) 「第二種計画認定・変更申請書」の提出

左の申請書と併せて、前述の措置の根拠が分かる就業規則、過年度の「高年齢者雇用状況報告書」の写し、雇用契約書の写しなどを添付して申請します。

様式第7号

第二種計画認定・変更申請書

年 月 日

労働局長殿

1 申請事業主

名称・氏名		代表者氏名 (法人の場合)	印
住所・所在地	〒(-)	電話番号 ()	FAX番号 ()

2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

- 高年齢者雇用推進者の選任
- 職業訓練の実施
- 作業施設・方法の改善
- 健康管理、安全衛生の配慮
- 職域の拡大
- 職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備
- 職務等の要素を重視する賃金制度の整備
- 勤務時間制度の弾力化

3 その他

- 高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。
 - 65歳以上への定年の引き上げ
 - 継続雇用制度の導入
 - 希望者全員を対象
 - 経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用

(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準がある場合

(記入上の注意)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容」は該当する措置の内容の口チェックして下さい。
2. 「3 その他」は、該当する口はすべてチェックしてください。

(添付書類)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置」を実施することが分かる資料(例: 契約書の雛形、就業規則等)
2. 高年齢者雇用確保措置を講じていることが分かる資料(就業規則等(経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準を設けている場合は、当該基準を定めた労使協定書(複数事業所を有する場合は本社分のみで可。))を含む。))
3. 変更申請の場合は、認定されている計画の写し。

(3) 雇用契約書の改定

上記特例の認定を受けたら、その後に締結する再雇用者との雇用契約書において「無期転換申込権は発生しない」旨を明記することができます。



無期転換制度の特例については、定年後の再雇用者以外にも、専門的知識等を有する高度専門職についても対象とされ、上記に類似する特例認定があります。詳しくは、弊社までお問い合わせください。



11/10	<ul style="list-style-type: none"> ●一括有期事業開始届の提出(建設業) <li style="padding-left: 20px;">主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事 ●10 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
11/15	●所得税予定納税額の減税申請
11/30	<ul style="list-style-type: none"> ●10 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●所得税の予定納税額の支払 ●個人事業税の納付(納付対象: 第2期分) ●9 月決算法人の確定申告・翌年 3 月決算法人の中間申告 ●12 月・翌年 3 月・6 月決算法人の消費税の中間申告

